

電話リレーサービス デジタル広告  
企画競争入札 募集要項

2023年4月  
一般財団法人日本財団 電話リレーサービス

## 1. はじめに

### (1) 電話リレーサービスの周知啓発の目的

電話リレーサービスは、聴覚障害者や発話困難者など（以下、「聴覚障害者等」という。）ときこえる人（聴覚障害者等以外の人）の双方向での電話を実現するものです。また、その費用は電話提供事業者からの負担金を原資とした交付金により賄われることから、広く国民に関係する極めて重要なものであることを踏まえ、聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律の基本的な方針（基本方針）〔2③〕電話リレーサービスに係る周知広報（※）に則り、当該サービスや制度などについて、聴覚障害者等をはじめ広く国民や関係事業者の理解が得られるよう、周知啓発活動を実施いたします。

（※）基本方針2③から抜粋

#### ③ 電話リレーサービスに係る周知広報

電話リレーサービスについては、聴覚障害者等に利用されることによりその意義を果たすため、電話リレーサービスの存在や使い方が聴覚障害者等に広く認知される必要がある。また、電話リレーサービスによる意思疎通を円滑に実現するためには、聴覚障害者等の意思疎通の相手方である聞こえる人による理解及び協力が不可欠であり、聞こえる人にも電話リレーサービスの存在や使い方が広く認知される必要がある。このため、電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービスに関する周知広報を聴覚障害者等及び聞こえる人に対して幅広く行うものとする。

### (2) 周知啓発活動の一環として「デジタル広告」を実施する広告代理店の募集について

令和5年度における周知啓発活動の一環である「デジタル広告」の実施に向け、広告代理店の企画競争入札を実施いたします。

今回募集する「デジタル広告」においては、聴覚障害者等および電話の相手方となるきこえる人への周知啓発、この視点を反映した特性が活かされることが欠かせないため、出稿プランの審査にはその点を重視するものといたします。

また、各広告出稿それぞれの効果を高める施策企画も含め、聴覚障害者等ときこえる人、社会的に広く周知されていくためのご提案を期待するものです。

## 2. デジタル広告の概要

財団が提供する動画コンテンツ等を用いた広告出稿が主な業務となります。動画の内容は、「電話リレーサービスの趣旨」、「きこえる人として電話リレーサービスを受けたりかけたりすること」、「電話リレーサービスの利用者増」、「自身が難聴になる、失聴する可能性があることから潜在的な利用対象者である旨」を主テーマとした動画コンテンツを用いて、以下の各広告媒体の特性およびそれに紐づくターゲット層へ、それぞれ効果的なコミュニケーションを展開すること等、認知を拡げる企画のご提案を募集します。

### (1) 動画コンテンツ

< 共通 (名称認知) >

バンパー (00:06) <https://youtu.be/O9WSRrsJAY0>

< きこえる人向け >

「つながる」篇 (00:30) <https://youtu.be/gn6cL1l0-D0>

「とまどう」篇 (00:30) <https://youtu.be/0GFB5WSJiAw>

< 聴覚障害者等向け >

「できることを、あきらめない」 (01:57) <https://youtu.be/NM2w4PJUYgo>

新規動画提供 ※編集可、8月移行に順次10本ほど提供予定

## (2) 広告媒体

検索広告(Google、Yahoo)

静止画広告(Google、Yahoo、Twitter、Instagram/FB)

動画広告(YouTube、Yahoo、SNS(Twitter、Instagram、FB、TicTok 等))

(3) 期間：令和5年6月～令和6年3月

(4) 上記施策の効果を高めるための施策

## 3. 応募の手順およびスケジュール

### (1) 募集要項の公表・告示

1 告示期間：令和5年4月13日～5月1日

※4月18日9時30分よりオリエンテーションを開催予定 (オンライン)

2 告示方法：電話リレーサービス Web サイト等

3 告示担当：広報チーム

4 入札審査：令和5年5月2日以降

※5月9日に書類選考を通過した応募者によるプレゼンテーションを実施予定

5 結果開示：令和5年5月17日から書面にて順次発送

6 契約：令和5年5月下旬

### (2) 審査

入札における方針決定および入札結果の審査においては、当財団での審査実施を予定しております。

### (3) 質問の受付

企画競争入札に関する質問や相談はメールにてご質問いただき、書面により回答いたします。

### (4) 企画検討に必要な資料の提供

企画検討にあたり、応募者が必要とする資料等について協力できる範囲において

配布・提供することがあります。なお、配布・提供された資料等は、応募に関わる検討以外の目的に使用することを禁じます。

#### (5) 募集の受付

企画提案に応募される主体は、定められた期日に提出書類を E-mail にてご提出ください。

- 1 受付期間：令和 5 年 4 月 13 日～5 月 1 日
- 2 受付方法：（一財）日本財団電話リレーサービス 広報チーム  
(pr[at]nftrs.or.jp) 宛 へ一式資料をご送付ください。

### 4. 提出書類

#### (1) 応募者に関する提出書類

応募者の会社概要および活動実績やポートフォリオなどを提出してください。なお、応募者の状況によっては提出を免除する場合があります。事前にご相談ください。

#### (2) 企画提案に関する提出書類

- 1 企画競争入札への申込書（様式 1）
- 2 企画計画提案書
- 3 事業者概要書（様式 2）
- 4 申込に係る誓約書（様式 3）
- 5 その他企画提案の説明に必要な資料等

### 5. 条件

#### (1) 提案の条件

- 1 提案する企画が周知啓発計画方針に定められた基準に適合すること。
- 2 実現性のある具体的な企画提案であること。
- 3 企画の実施にあたっては、法令順守の措置が取られていること。
- 4 提案内容が第三者の著作権・肖像権・意匠権との他法令で定められた権利を侵害していないこと。

### 6. 提案の審査

#### (1) 審査体制

応募者から提出された周知啓発活動企画について、当財団にて審査を行い、実施予定者を選定いたします。

#### (2) 審査方法

- 1 広報チームでは、提出された応募書類により書面審査を行ったうえで必要に応じて応募者から企画のプレゼンテーションを受け、評価を行います。

- 2 必要に応じ専門的事項に関し、外部の見識を有する者から意見を聴取することとします。
- 3 審査は次の各事項を総合的に勘案して行われます。審査結果については、審査結果報告書の郵送をもって応募者に通知します。
  - ・企画実施者としての適格性
  - ・企画提案内容の妥当性
  - ・周知啓発活動計画の達成に貢献する品質
  - ・応募の条件への適合
  - ・関係法令への対応
  - ・聴覚障害者等の特性を考慮した周知啓発活動計画内容

## 7. 選定後の取り扱い

### (1) 契約の締結

企画実施予定者として選定され、関係機関との合意形成等の必要な手続きが完了した場合、契約を締結していただきます。

### (2) 決定の取り消し

当財団は、企画実施予定者として選定されたものが、その執行に関して次のいずれかの項目に概要した場合、決定の取り消しができるものとします。

- 1 応募者資格や提出書類の内容に虚偽や不正があった場合
- 2 その他、決定を取り消すに相当の理由があると認められる場合

## 8. その他

前述した周知啓発活動計画に則り、企画提案をしていただきます。本判断については、提案内容から審査判断するものといたします。

- ・提出書類の作成および送付に要する費用は応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、応募者で必要に応じて写しを保管してください。
- ・提出書類に係る著作権は各応募者に帰属するものとします。
- ・その他、本募集要項に定めがなく、方針に定めがあるものはその方針に従うものとします。

問合せ受付窓口・連絡先

一般財団法人日本財団 電話リレーサービス 広報チーム

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア8階

TEL：03-6275-0910

E-mail：pr@nftrs.or.jp

以上